

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		改善命令
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
条 項		第 38 条の 7 第 1 項
所 管 課		保健衛生局保健部保健衛生総務課（電話：048-829-1294）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>未設定 (理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。)</p> <p>参考（法律抜粋） 精神科病院に入院中の者の処遇が第 36 条の規定に違反していると認めるとき又は第 37 条第 1 項の基準に適合していないと認めるときその他精神科病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を明示、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。</p>
	備 考	